

考え方を再度より具体的に申し上げ、実施に際して慎重に対応されるよう強く要望致します。

記

1. 「費用徴収制度」について

私達はかねてより、老人ホームがより近代的な生活施設あるいは利用施設へと改善されることを強く望んでおり、日常の運営においてもその方向で鋭意努力を重ねています。

その意味で「利用料負担制度」が全面的に改訂されることは、私達の基本的な考え方と一致するところではありますが、しかしそのためには、一定の条件整備が必要であり、「利用料負担制度」のみが先行することは大きな混乱を惹起する危険性があります。

特に養護老人ホームの現状をみると、まだ半数以上の施設が4人部屋中心の構造であり、ただちに費用負担を求めがたい状況にあります。私達は前回の中央社会福祉審議会答申（昭和52年11月）の精神にのっとりた老人ホームの全面的な近代化が、あくまでも費用負担制度改善の大前提と考えておりますので、それについての具体的方針を早急に提示され、利用者やその家族にも十分納得のいく措置をとられるよう要望致します。

2. 実施に当たっての留意事項

(1) 養護老人ホームの負担対象経費は、「生活費」のみにとどめるべきである。

(2) 養護老人ホームについては2人部屋が現行の基準であるので、それを超える居室を利用している老人については、相当額または率の減免が必要である。

〔1つの考え方として例示する〕

養護老人ホーム

3人部屋	20%減額
4人部屋	30% "
5人以上部屋	40% "

(3) 昭和55年度にむけて、養護老人ホームを中心に施設の居室等の改善計画を策定し、5カ年程度の「緊急改善整備」を実施すべきである。これには、老朽整備と同等の補助制度が適用されるべきである。

(4) その場合、老人ホームのあり方に関する中央社会福祉審議会の前回答申等との調整を行うこと。なお、施設規模等については、最低規模を50人としている現行基準を改訂し、例えば25人の軽費老人ホームと25人の特別養護老人ホームがセットできるような方法とか、増改築中の特別基準を設定するとかの

2.5. 全国社会福祉協議会・老人福祉施設協議会 厚生大臣への「要望書」

(54.12.15.)

老人ホームの「費用徴収制度」に関する要望
老人福祉事業の推進については、特段のご配慮を賜り
深謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては去る昭和54年7月17日
付にて、中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会に対
し、審議に際して特にご留意いただきたいいくつかの点
について要望致したところではありますが、去る11月20日
に「意見具申」が出されましたので、この段階で私達の

方途が実施されるべきである。

- (5) 「意見具申」では、年額25万円程度を「個別的日常生活費」の最低限度としているが、必要に応じて次のようなものについては収入から控除する必要がある。

〔例示〕

- 入院等にもなう医療費（部屋代、付添料、オムツ代等を含む）の負担
- 配遇者の生計費
- 負債
- 葬祭費等の積立～等

- (6) 実務は福祉事務所においてすべて担当すること。特に、今回の改訂についての利用者及び家族への内容周知については、十分なる期間をもって、福祉事務所より個別に実施すること。

また、この件に関する疑義等については福祉事務所において対応すること。

- (7) 上記の留意事項はきわめて重要なものであり、これらについて厚生省としての具体的な対応策が決定されるまで、今回の「費用負担制度」の全面改訂については、その実施を延期することを要望致します。

3. その他の基本問題について

- (1) 用語の「徴収」というのは、「負担」と改められるべきである。
- (2) 費用負担対象者については、「本人」と「家族」の2本建の考え方は適当ではない。但しこれをどの範囲に限定するかについては、次の2つの議論がある。
- ① 「本人」のみ
 - ② 「本人」及び「その生活保持義務者」（配遇者）
- そこでこのいずれかを選択するという前提で再度早急に検討されるべきである。
- (3) 対象所得は、基本的に「年金」のみに限定されるべきである。
- (4) 負担対象経費は、軽費老人ホームについても「生活費」に限定する方向で検討すること。但し、特別養護老人ホームについては、尚議論のあるところで、1つは特別養護老人ホームの場合でも、「生活費」に限定すべきであるという主張と、もう1つは特別養護老人ホームの場合に限って、人件費の一部を負担対象とすることも考えられる、という意見がある。しかし、これはあくまでも「生活費」のみを対象とすべきであるという原則を放棄するものではない。
- (5) 養護老人ホームと軽費老人ホームの「入所基準」等についての法令等の改正が必要となると思われる

が、その方向等について早急に明らかにされたい。

- (6) 「必要経費」は施設の処遇内容の細目と深く関連するので、「生活施設、利用施設」としての処遇基準の改善及び予算措置等を早急に行うこと。また「利用料を負担」ということは、換言すれば「サービスを購入」ということであり、そこに利用者の「希望するサービスに対する選択性」が拡大するわけで、「不要なものは購入しない」「より必要なものは、より多く購入する」等の方向へすすむ可能性がある。それによる措置費体系そのものの改善をいかにすすめるか、その方向等について早急に明らかにされたい。
- (7) 年金、医療、雇用、住宅及び地域ケア、家族福祉等との系統性についての社会的・経済的合理性を確保するため、総合施策についての検討が早急に開始されるべきである。
- (8) 以上の基本問題については、中央社会福祉審議会等へ諮問するなど、早急にその解決のための方途を講ぜられたい。

□資料2□ 参加者アンケート集計結果

新しい費用負担制度の実施にあたっての要望

昨年11月にだされた中央社会福祉審議会の答申に沿って、55年4月より新しい費用負担制度が実施される見通しが強まっております。この間の経過については「老施協」通信号外（11/24、12/20）等でご案内のとおりですが、今回の研修会を機会に、参加者よりアンケートを提出していただきました。このアンケートをいくつかの項目に分類し、集計しましたので結果を報告致します。（なお集計の都合上、1月10日までの到着分〈196通〉に限り集計致しました）

●今回の費用負担制度の実施に当って

- ・ 時期早尚 (9)
- ・ 暫定期間を設けること (14)
- ・ 現行の継続を。今回の制度は老人福祉の後退につながる (5)
- ・ 老施協の「要望書」に賛成 (13)
- ・ (基本的方向として賛成—41)

●処遇への影響について

- ・ 負担するものとししないもの人間関係の問題 (9)
- ・ 負担の格差からくる老人の意見をどう公平に施設運営に取り入れるか (7)

- ・処遇水準の設定を (6)
- ・日用品等、施設と利用者の負担区分を明確に (3)

●実施にあたっての実務および体制について

- ・徴収事務は全て福祉事務所で 54
- ・原則として全て福祉事務所すべきだが、施設側も何らかの対応が必要となる。そのための職員体制（人員増）等の配慮を 70
- ・負担にかかわる事務の簡便化を (5)
- ・本人、家族、一般国民等への十分な周知を一期間、説明等 20
- ・申告が不可能な者への対応はどうするのか (2)

●費用負担制度の実施に伴う施設整備について

- ・老朽、旧基準面積施設の改善を優先 65
- ・老朽、旧基準面積施設の増改築に係る費用の公費保障 11
- ・雑居部屋の是正 23

VII. 2. 6. 有料老人ホーム問題懇談会

有料老人ホームの健全育成と 利用者保護に関する当面の改 善方策について

(56. 6. 8.)

はじめに

我が国の高齢人口は、近年急速に増加してきており、また今後も増加することが予想される。老人ホームの整備は、年々着実に進んでいるが、今後は比較的高所得の老人を対象とした有料老人ホームの需要も高まっていくと考えられる。そのような中で有料老人ホームの倒産事件のような不幸な事例も稀に生じてきている。

この報告書は、有料老人ホームの現状と問題点を分析し、有料老人ホームの健全育成及び有料老人ホームの入居者保護のための対策を明らかにしようとするものである。

第1. 有料老人ホームの現状と問題点

1. 現 状

(1) 昭和54年10月の社会福祉施設調査によれば、全国で有料老人ホームは70か所、在所者3,770人となっており、またその経営主体は、社会福祉法人、民法法人、その他の法人（株式会社等）、その他（私人）など様々である。有料老人ホームの定員に対する在所者の比率は77.7%であり、特別養護老人ホーム等

に比べてその比率は低い、居室の入居率でみると、これより上回るものと思われる。

また、有料老人ホームの需給関係は個々の施設の立地条件、サービス内容等によって大きく左右されるものであり、優良な施設は1年程度で満室となり入居待機者がいることからみれば、現在の在所率によって有料老人ホームに対する需要が低いと判断すべきではない。むしろ、今後の年金制度の成熟を考え合わせると、有料老人ホームに関する潜在的な需要は大きいものと考えられる。

(2) 有料老人ホームで提供されるサービスは、有料老人ホームが民間の創意工夫を尊重し、利用者の多様なニーズに対応するものであるところから、様々な内容となっている。主として行われているサービスは、食事、相談、助言、余暇活動等の指導、保健衛生、介護等であるが、ホームは何らかの日常生活上必要な便宜の提供とそれに伴う生活の管理が行われれば足りるという確認に立って運営されているのが実態である。

(3) 有料老人ホームには、古くから事業を行っている施設等で利用料も低廉であり、土地・建物代の利用者の負担も低額であるタイプと土地・建物にかかる経費まで含めたサービスの対価として利用料を支払うタイプに大別されるが、近時後者のタイプが増加する傾向にあり、この傾向は今後も引き続くものと思われる。後者の場合の利用料の定め方としては、おおむね次の3通りが見受けられる。

- ① 1か月当りの利用者の処遇に必要な経費（利用者の生活費、職員の人件費、その他の運営費等）に土地、建物の平均償還額等の費用の利用者1人当たりの額（賃貸マンションの賃料に相当するもの）を加算した額を毎月支払う方式
 - ② 土地建物にかかる経費を限度とした一時金（一定期間内に退所した場合には、その全部又は一部を返還する場合が多い。）を入居時に支払い、更に、1か月当たりの利用者の処遇に必要な経費を毎月支払う方式
 - ③ いわゆる終身保障契約方式（多額の一時金を入居時に支払い、その後は、毎月の利用料を支払う必要がなく生涯生活を保障する方式）
- ①の方式は、経営不振によるトラブルを最小限にとどめることができるという利点があるものの、毎月支払う利用料が多額となるほか、設置主体が多額の建設資金、運転資金を相当期間負担する必要がある